

## 瑞穂市まちづくり基本条例の見直しに関する検証

### ★「まちづくり推進プラン」に基づく見直し検討事項

#### ①取り組み状況に関する評価の視点

A 情報ネットワークの活用によるより発展的な情報共有 - 2 -

B 中間支援組織の設置 - 4 -

C 若者、子どもの参画と担い手育成の更なる推進 - 5 -

#### ②子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加 - 6 -

### ★社会情勢等の変化を踏まえた見直しのポイント

③災害や感染症に対する危機管理 - 8 -

④広域連携や産官学の連携 - 10 -

⑤自治会等地域コミュニティ（加入率低下・地域課題の多様化や複雑化等）

## 瑞穂市まちづくり基本条例と他市町の条例の比較

### ★「まちづくり推進プラン」に基づく見直し検討事項

①取り組み状況に関する評価の視点
A 情報ネットワークの活用による、より発展的な情報共有
<b>【瑞穂市】</b> (情報の共有) 第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するように努めます。
<b>【他市の状況】</b> <b>【羽島市】</b> (情報の共有及び公開) 第19条 市長等は、まちづくりに関する情報が共有の財産であるとの認識に立ち、これを市民に積極的に提供します。 2 市長等は、別に条例で定めるところにより、公文書の公開を行います。
<b>【瑞浪市】</b> (情報) 第14条 執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 2 執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 3 執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。
<b>【関市】</b> (情報の共有) 第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。
<b>【垂井町】</b> (情報共有) 第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。
<b>【山泉市】</b> (情報の共有) 第15条 市民、議会及び行政は、互いの情報を提供及び共有するように努めるものとする。 2 行政は、市民とまちづくりについて共通認識を持つため、保有する情報を積極的に、かつ、市民に分かりやすく提供するように努めなければならない。

**【愛知県一宮市】**

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

**【奈良県吉野町】**

(情報の公開と共有)

第9条 町民は、法令等により制限される場合を除いて、町政に関して町が有している情報を共有する権利を有します。町は、町政に関する情報を積極的に公開し、町民に対して説明する責務を果たします。

2 町は、まちづくりに関する情報を町民が容易に得られるよう、体制を整備しなければなりません。

3 町は、町民への情報の公開及び提供にあたっては、広報誌、ホームページその他多様な方法を活用し、町民に届くよう努めます。

**【新潟県燕市】**

(情報の共有)

第26条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めるものとします。

2 市は、地域の公共的課題等を的確に把握するための情報の収集と適正な情報管理に努めなければなりません。

3 市は、まちづくりに関する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、適切な時期及び方法により、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければなりません。

**【滋賀県東近江市】**

(情報の共有)

第11条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し、共有するよう努めるものとする。

B 中間支援組織の設置
<p><b>【瑞穂市】</b> 該当条文なし</p>
<p><b>【他市の状況】</b></p> <p><b>【岐阜市】</b> (中間支援機能) 第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。</p>
<p><b>【関市】</b> (市民活動センター) 第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。</p>
<p><b>【垂井町】</b> (まちづくりセンター) 第23条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター（以下「センター」といいます。）を設置します。 2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとしします。 3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとしします。 4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。</p>
<p><b>【滋賀県東近江市】</b> (中間支援活動) 第15条 中間支援活動とは、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する活動をいう。 2 市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援活動の体制強化に努めるものとする。</p>

C 若者、子どもの参画と担い手育成の更なる推進

【瑞穂市】（子ども、若者に関して特化していない）

（参画）

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

（協働）

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

【他市の状況】

【愛知県犬山市】

（学生の役割）

第7条 学生は、積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を学びと実践の場として、その成果を地域に還元するよう努めます。

【石川県野々市市】

（人材育成）

第12条 市民、議会及び行政は、地域、学校及び職場など様々な場所において、市民のまちづくりに関する学習の機会の確保に努め、まちづくりの担い手の発掘及び育成に努めます。

2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、ふるさととまちづくりについて学び、まちづくりに参加する機会を提供するよう努めます。

【滋賀県東近江市】

（人材育成等）

第10条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成、発掘及び活用に努めるものとする。

2 市民と市は、広い視野で次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するよう努めるものとする。

②子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加

【瑞穂市】（子どもに関して特化していない）

（参画）

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

【他市の状況】

【関市】

（子どもの権利）

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

【瑞浪市】

（子ども及び若者）

第9条 子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

2 若者（市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとしします。

3 市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとしします。

【愛知県犬山市】

（子どもの参加）

第15条 市民、議会、行政は、子どものまちづくりに参加する権利を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。

【愛知県一宮市】

（子どもの参加の機会の保障）

第9条 市は、子どもころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

【石川県七尾市】

（次世代の担い手育成）

第27条 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、ふるさととまちづくりについて学び、又はまちづくりに参加する機会を提供するよう努めるものとする。

**【奈良県吉野町】**

(青少年及び子どもの権利)

第7条 青少年及び子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。

2 町民及び町は、青少年及び子どもが、まちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。

3 町民及び町は、安心して子育てができ、将来の担い手である青少年及び子どもがふるさとを大切に思い、健やかに育ち、心豊かに学び、成長できる環境づくりに努めます。

**【三重県鈴鹿市】**

(子どもの権利)

第6条 子どもは、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとしします。

**【茨城県龍ヶ崎市】**

(こどものまちづくりへの参加)

第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

**【熊本県熊本市】**

(青少年・子どもの参画)

第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（未成年の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

**【滋賀県甲賀市】**

(子どもの権利)

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

**【北海道北見市】**

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。

2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。

★社会情勢等の変化を踏まえた見直しのポイント

③災害や感染症に対する危機管理
<b>【瑞穂市】</b> 該当条文なし
<b>【他市の状況】</b> <b>【羽島市】（危機管理）</b> 第23条 市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めます。
<b>【山県市】</b> （危機管理体制の確立） 第21条 市長は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民及び関係機関との連携を図り、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するものとする。 2 市民は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、相互に協力して災害等に対応するよう努めるものとする。
<b>【郡上市】</b> （危機管理） 第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。 2 市民は、災害等に備え、地域でお互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。
<b>【関市】</b> （危機管理） 第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

**【茨城県龍ヶ崎市】**

(危機管理)

第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。

3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。

**【北海道北見市】**

(災害等への対応)

第36条 市長等は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するものとする。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害等の発生に備え、市民及び関係機関との連携、協力関係を築くものとする。

3 市民は、日頃より災害等に対する備えに努めるものとする。

4 市民は、災害等の発生時において、自らの安全確保を図るとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら対応するよう努めるものとする。

**【兵庫県丹波篠山市】**

(危機管理)

第5条 市は、災害等の不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するため、市民、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により総合的かつ機動的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、相互に協力し、災害等の対応に努めるものとする。

**【静岡県掛川市】**

(危機管理)

第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

④広域連携や産官学の連携
第19条 国及び他の地方公共団体との連携
<p><b>【瑞穂市】</b></p> <p>(国及び他の地方公共団体との連携)</p> <p>第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。</p>
<p><b>【他市の状況】</b></p> <p><b>【関市】</b></p> <p>(国、県その他の自治体との協力)</p> <p>第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。</p>
<p><b>【山口市】</b></p> <p>(広域連携)</p> <p>第20条 行政は、国及び他の地方公共団体と協力して、効率的で効果的な行政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市民、議会及び行政は、国内外の団体との多様な交流を推進し、得られた情報等をまちづくりに生かすよう努めるものとする。</p>
<p><b>【奈良県吉野町】</b></p> <p>(広域連携)</p> <p>第39条 町は、国、県及び他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、自立した自治体運営を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、これらと相互に連携し、協力するよう努めます。</p> <p>2 町民及び町は、他の地方自治体の住民との交流や連携の取組みを通じ、互いに学び合い、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めます。</p>
<p><b>【新潟県燕市】</b></p> <p>(国及び他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第35条 市は、国及び県と適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する課題又は広域的な課題について、相互に連携し、協力して、その解決に取り組むよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識し、まちづくりにおいて国際的な交流及び連携に努めるものとします。</p>

(参考) 多文化共生

**【滋賀県長浜市】**

(多文化共生)

第26条 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

**【滋賀県甲賀市】**

第10条 市民及び市長等は、国籍等の異なる人々が互いの文化を認め合い、共存できるまちづくりを推進します。

2 市長等は、市民が多様な文化とふれあい、交流できる環境を整えます。

⑤自治会等地域コミュニティ（加入率低下・地域課題の多様化や複雑化等）

【瑞穂市】

（市民の権利及び責務）

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあっては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

（コミュニティ活動）

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

【他市の状況】

【岐阜市】

（コミュニティ）

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働して、まちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結びつきを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO 法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ（次項において「NPO 法人等」という。）は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

7 まちづくり協議会（自治会、地域の各種団体、NPO 法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。）は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

#### 【新潟県燕市】

（自治会）

第9条 自治会は、豊かで住みよい地域を創るために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として地域の公共的課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。

2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーとしてその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものとします。

#### 【滋賀県東近江市】

（自治会）

第17条 自治会とは、地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、住民が自主的に設置する基礎的な地域自治組織をいう。

2 市は、自治会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うことができる。

3 市民は、自治会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 自治会は、住民の合意により民主的に運営されなければならない。

5 自治会は、東近江市コミュニティセンター条例（平成17年東近江市条例第107号）に規定する区域（以下「地区」という。）における共通の課題について協議するため、地区自治会連合会を組織するものとする。

**【滋賀県長浜市】**

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。

3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。

4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。